

第七十一回国会 参議院 地方行政委員会會議録第九号

(三三〇)

昭和四十八年六月七日(木曜日)

午前十時四十八分開会

委員の異動

六月六日

辞任

藤原 房雄君

補欠選任

峯山 昭範君

六月七日

辞任

齋藤 寿夫君

補欠選任

松垣徳太郎君

出席者は左のとおり

委員長
理事

久次米健太郎君

柴立 芳文君

寺本 広作君

河田 賢治君

委員

片山 正英君

高橋 邦雄君

玉置 猛夫君

増田 盛君

安井 謙君

秋山 長造君

神沢 浄君

戸叶 武君

和田 静夫君

上林繁次郎君

村尾 重雄君

国務大臣

自治大臣

江崎 真澄君

政府委員

自治省財政局長

鎌田 要人君

事務局側

常任委員会専門員

伊藤 保君

説明員

大蔵省理財局資
金課長

福島 量一君

自治省財政局理
事官

土田 栄作君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査
(地方財政計画に関する件)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案及昭和四十八年度地方財政計画に関する件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 この二月二十一日の日本経済新聞に、教員給与引き上げのための特別措置法の実施に伴う財源措置についての自治省の方針について書かれていたわけですが、そこで、まず、自治省は交付税率の引き上げについてどのような展望をお持ちですか。

○政府委員(鎌田要人君) 教員給与の改定のみにとどまらず、明年度の税の収入見込みあるいは基準財政需要額の増加の見込み、こういったものを勘案し、さらにまた明年度一般財源といたしまして、私ども、ある程度地方独立税の強化を希望いたしておるわけでございますけれども、そういうものとのからみ合いで、交付税率の引き上げの問題に取り組んでまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○和田静夫君 この記事には、「交付税率の引き上げには大蔵省の反対が強い」とある、むしろこれを機会に昭和二十九年度以来手をつけていない地方

交付税制度そのものを抜本的に改革すべきだとする意見も省内に出ていた。その方向としては、四十一年度の地方制度調査会答申で打ち出された「国債収入も含め、国の総収入の一定割合(二・三%程度)を地方に交付する」という構想を実現すべきだとの意見が強い、こういうふうにあるのです、この点はどうか。

○政府委員(鎌田要人君) ただいま読み上げになりました記事は、観測記事の域にとどまるものと思えます。私どもの段階では、少なくとも国債発行額を含めましての交付税率の問題というものについては、いまのところ検討いたしておりません。

○和田静夫君 そうしますと、前段の、交付税率の引き上げについてその方向を非常に強めるというのですが、大体どういう程度のことをお考えになっておるのですか。

○政府委員(鎌田要人君) 御案内のとおり、この経済の動向、下期からある程度景気の上昇と申しますが、というものが鈍化に転ずるであろう、こういうふうな見込みもあるわけでございます。明年度の地方税収あるいは国税三税の動向というものが、現段階におきましては、はなはだまだ不確定でございます。かたがた、明年度におきまする税制改正の構想、これはやはり地方税源を強化する方向と、減税の方向と、両方あると思うわけでございますが、あるいはまた国税の減税に伴います交付税の増減、こういった要素がございます。

他方、歳出面におきましても、ただいま御指摘になられました教員給与の引き上げ、こういったものにつきましても構想というものが、これから人事院勧告等を待って行なわれるということになるわけでございます、そのほかに、社会福祉の充実なり、社会資本の充実、こういった面での財政需要の動向というものにつきましても、まだ

不確定の段階でございますので、交付税率の引き上げという問題をかりに打ち出すにいたしまして、その幅というもののどれくらいということにつきましてもまだ見当がつかない、こういう状態でございます。

○和田静夫君 大臣、地方財政については、従来から、自治の本旨に立脚して地方団体の自主的な財政運営を強化する、こういうことが基本でなければならぬことは何人も強調されてきている。しかしながら、最近に至るまで、民間設備投資を主軸とするこの国の経済の成長過程においては、公共部門に対する資源配分が相対的に不足をしてその結果、住民生活に密着する公共施設等の整備はなほ立ちおくれしている。都市問題、過疎問題、公害問題など、差し迫った各般の問題を惹起している、こういうことになっております。こういうような状態に対処して、地方団体が、住民に直結する行政のなない手として、住みよい生活の場を整備するとともに、福祉の充実をはかっている、そういうことが強く要請されているのであります。したがって、この地方団体が、自主的な財政運営を確保しつつこれらの施策を推進していく、そのためには地方の財源、特に自主財源の増強をはかることが緊急の課題であると思っております。いま財政局長答弁にあつたとおり、交付税率の引き上げなど、緊急な課題がたくさんあると思うんですね。今後、どういうように地方財政の充実強化をはかっているかと基本的なされているのか、大臣からひとつ。

○委員長(久次米健太郎君) 理事寺本広作君着席。

○国務大臣(江崎真澄君) まだ、それこそ基本構想を固める段階にまわっておりませんが、今後、やはり地方財源を充実することは、御指摘のようにきわめて重要なこととす。私どもも、何とかこれが具体化をはかななければならぬという姿勢でおるわけでございます。先般、この地方交付税法の改正に際して、衆議院側でも附帯決議として交付

税率の再検討という項目がございます。まあこれは国税、地方税を含めての全般の問題でありますから、いまにわかにはどうするということを確認することはできませんが、当然真剣に検討しなければならぬ段階にきておるといふふうに考えております。

それから、まあ大都市の税源対策としては、昨年度事務所・事業税等、ちよつと時間切れで実行に移し得ませんでした、こういったものも具体的に検討したいといふふうに考えております。

○和田静夫君 自治省設置法の十七条ですね、この十七条には「自治大臣は、自治省の所掌事務のうち、左に掲げる事項については、地方財政審議会の議に付し、その意見を尊重しなければならない」とあります。そして、この五号として、「地方財政の状況報告案及び地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原案の作成に関する」とあるわけです。

そこで、当然自治大臣は、地方財政計画の策定にあたって地方財政審議会の議を経たと思ひますが、四十八年度地方財政計画がこういう形でどう策定される過程で、地方財政審議会においてどう議論が行なわれ、それがどういう形で計画に反映をされましたか。

○政府委員(鎌田要人君) 地方財政審議会におきましては、まず第一に論議となりましたのは、やはり地方交付税率の引き上げの是非の問題、それから地方債におきます政府資金の構成比率を上げるべきだといふ問題、あるいは地方一般財源の強化といったしまして、先ほど大臣からも御答弁がございました都市税源、大都市税源の拡充の方向として、具体的にどのような方途を考へるべきであるか、こういった問題、歳入面におきましてはそういう論議がございました。

それから歳出面におきましては、やはり地方単独事業、こういった系統のものをもつとふやすべきだといふ議論、それから、私も自身が四十八年度の重点項目として取り上げておりましたところの、個別的な問題といったしましての超過負担の

解消問題、あるいは人口急増地域におきます財源問題、それから、公共交通をはじめとする公共企業の基盤強化と申しますか、こういった諸点が論議の対象になったところでございます。

○和田静夫君 地方財政審議会の五人の委員の名前をちよつと示してください。

○政府委員(鎌田要人君) 会長が新居善太郎先生でございまして、あと、委員といたしましては高木寿一先生、それから宮内、何と申すんですか、弥という字でございしますが、宮内弥先生、それから吉岡恵一先生、岡本茂先生、以上五名の方でございまして。

○和田静夫君 この地方財政審議会の委員には兼職等の制限規定がある。で、行政監理委員などと同じく、常勤的なつとめをするものと考えられませんが、会はこの毎週一回くらの割りで開かれていくわけですか。

○政府委員(鎌田要人君) 定例日が火曜日と金曜日の週二回でございまして。そのほか、臨時の必要がございすればお願いをして開いていただいております。こういうことでございまして。

○和田静夫君 そこで、これはまさに勉強のためですが、地方財政審議会の過去一年間の議事録はわれわれにいただけますか。

○政府委員(鎌田要人君) 地方財政審議会の案件は、御案内のとおり、ただいまのような地方財政問題に対する建議、意見書あるいは交付税の決定あるいは地方債の配分、そういった個々の案件につきまして御審議いただく、こういったことでございまして、格別議事録というものを作成をいたしておらないように思ひます。

○和田静夫君 これは別に大臣は出席になつてはいないわけですね。

○国務大臣(江崎真澄君) 出席しておりません。必要に応じて、もとより求められれば出席するといふわけですね。

○和田静夫君 そうすると、この審議会のいろいろの議論過程というのは、口頭で財政局長などから聞いて大臣は理解をする、こういう形ですか。

○国務大臣(江崎真澄君) とときどき、おりに触れまして、重要な問題があれば財政局長から聞くこともあります。また、審議会としては一定の結論を文書にして私のところへ届けられます。

○和田静夫君 だと思つておられます。そうすると、そういう文書、それからいわゆる会議録という正式なものでなくとも、メモ的な討論内容などというものはないわけですか。

○政府委員(鎌田要人君) 財政審議会の運用といたしましては、いわゆる普通の会議形式という、何と申しますか、フォーマルな形をとつておりません。したがって、速記も入れて会議形式をとるということではございませんで、私なり、あるいは税務問題のときには税務局長以下が審議会室に出たりしまして、メモ程度のものはそのときにおきましてつくつておりますけれども、大体は口頭での議論の応酬、こういうことで推移いたしておりますように記憶いたしております。

○和田静夫君 そうすると、大臣に届けられた文書というのはいただけますね。

○政府委員(鎌田要人君) それは提出いたします。

○和田静夫君 地方交付税法に關していえば、今年度もまた総額をどう確保するのかという問題のほか、基準財政需要額や基準財政収入額の算定をめぐつてむずかしい問題があつたのではないかと実は思つております。たとえば、事業費補正について、四十七年度に相当額を地方債に振りかえたんですね。そうすると、これは四十八年度はどうなりますか。

○政府委員(鎌田要人君) 御案内のとおり、四十七年度におきまして三千五百億の地方債のいわば特別発行ということを行なつたわけでございまして、その中の二千六百億につきましては、これは需要振りかえといふことをやつたわけでございまして、この需要振りかえの中で、いわゆる単位費用を押さへましてそのまま据え置きましたものと、それから事業費補正を削減いたしましたものと、この両方の内容があるわけでございますが、この中で、単位費用を据え置きましたものにつきま

しては、今年度におきましてはこれを復元いたしました。事業費補正の分につきましては、四十七年度に圧縮をいたしましてそのまゝ四十八年度は横にすべからず、こういうことで措置をいたしておる次第でございまして。

○和田静夫君 昭和四十六年度の普通交付税の算定に際して、法人関係税の基準財政収入額の算定が過大算定になつていましたね。その積算の問題はどうかになりますか。

○政府委員(鎌田要人君) 四十六年度で基準財政収入で過大算定になつておりました。これにつきましては、御案内のとおり、千億余りの落ち込みを生じたわけでございまして、正確には千三百三十四億でございまして、その中の千億分につきましては、地方債を発行いたしましてとりあえずの手当てをいたしました。それからその過大算定分につきましては、四十六年度の特交、それから四十七年度の特別交付税、それから今年度の普通交付税の算定、これで全部を精算をする、こういう予定にいたしております。

○和田静夫君 昭和四十五年指定の広域市町村圏の関係市町村の道路にかかる割り増し補正、これは三年間ですから切れますね。これは切ち切りですか。

○政府委員(鎌田要人君) 広域市町村圏につきましては、ただいま御指摘のとおり、当初三年程度というところで、一圏域三億になるような形で道路費の割り増しと申しますが、ということをやつてまいりましたわけでございまして、これにつきましては地方から非常に強い要望がございまして、広域市町村圏についての交付税上の取り扱いというものを継続してほしい、こういう非常に強い要望がございまして、これにつきましては、四十八年度におきまして引き続き同様の算定を行なうといふことで、継続をすることにいたしております。

○和田静夫君 普通顧客補正の甲乙丙の種地区分は、広域市町村圏という国の自治政策を前提としたもので、必ずしも客観的に都市化の度合いを私は反映したものではないと思う。地方交付税制度

における補正の趣旨ですむ、あくまでも客観的な費用の増減、通減を反映させるという趣旨からいって、この補正は私はやるべきだと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(鎌田要人君) いわゆる交付税におきまます普通補正の内容をなすものでございしますが、これにつきましては、やはり現在の甲乙丙というものの考え方につきましては、私も、まあてまえみそかもしませんが、理由があるのではないだろうか。と申しますのは、結局、甲種地と申しますのは、いわゆる地方における中核的な都市圏、乙は、その周辺にあつて、いわばその甲地域に毎日通勤人口、通学人口が入つていく、それから丙地域というものは農山村地域、こういうことでございまして、おのずから、地方的な中心都市、あるいはその周辺、あるいは農山村地域、そういうものにつきましてはそれぞれの財政需要、中核的な都市でございましてやはり都市的な施設の整備が必要でございまして、乙地域でございしますれば、やはりその周辺地域として、中心都市と同じような行政水準のレベルというものが要請される。あるいは丙地域でございしますれば、農山村地域でございしますと、逆に人口の減少というものがあつて、そういうところで行政水準を維持していくためには、やはりそこにはまたそれに対応する措置というものが必要だと、こういうふうな市町村のいわば類型によりまして、それぞれに適用した交付税上の措置を講じていくということとは必要ではなからうかというふうに考えておる次第でございします。

○和田静夫君 この行政費目ごとの単位費用の伸び率と基準財政需要額の伸び率が大きく食い違つていますね。これはそもそもやむを得ないことなんでしょうか、これは。

○政府委員(鎌田要人君) この単位費用の伸び率と需要額の伸び率というものは、これはものによりまして差異があるだろう。と申しますのは、単位費用ですべてのものが表現できればいいわけですが、先生御案内の

とおり、交付税算定の技術的な問題になりますけれども、標準団体を設定をいたしまして、その標準団体における標準経費というものを、それに最も近い測定単位で割り返して単位費用を出す。ところが、現実の地方団体は、千差万別と言つてはやや過大でございしますけれども、態容を非常に異にするわけでございしますので、そこに、現実に近いところの補正というものを、そこを、現実に近いところの補正というものと、それを、それによつて積み上げられたものが現実の基準財政需要額ということになるわけでございしますので、単位費用の伸び率というものと需要額全体の伸び率というものはパラレルに行きかたというところが、どうしてもこれは技術的な制約として出てまいるというふうな理解をいたしております。

○和田静夫君 出てまいる。そこで大臣、これは七年度の社会福祉費の投資的経費にかかる単位費用、これは対前年度比で三三・三三の伸び率なんですよ。そして、私たち国会議員は、自治省から、単位費用をこれだけ伸ばしましたと説明を受けたわけですよ。ところが、四十七年度、同じ社会福祉費の投資的経費にかかる基準財政需要額は、実に五九・三三%も減つていります。補正による割り落としによつてそうなるわけですが、これで、われわれは国会議員として、最終補正率をどう算出するのかについて、役人の皆さんがつくる省令にまかせてばかりおくことはできないという心境になるのがあたりまえでしょう。これは与党の皆さんを含んで同じことじゃないかと思つてますよ。そこで私は、法律上はともあれ、実質上そういうことが起こるのですから、省令制定については、国会での事前、事後審査が必要だというふうな最近考へるんです。大臣いかがですか。

○政府委員(鎌田要人君) いま私、うしろのほうから、事務担当者から聞いたのでございしますけれども、いま御指摘になりました数字というのは、そういうことではないということを申しております。ただ、その点はしばらくおきまして、現実には、

交付税の算定にあたりまして各種の補正というものを、行なつておるわけでございしますが、これは、法律の委任を受けてまして自治省令でやつておる。御案内のとおり、非常に短時間の間に各地方団体の資料をいただきながら私も技術的な算定をいたしておるわけでございまして、これにつきましては、事前、事後に——いわば事前に国会で審議する機会を持つべきだといふ点につきましては、これはやはり、私もゆだねられませんでした権限と責任におきまして、地方団体に納得のいくような算定をしておるというところでお許しただけなものであるかというふうに考へる次第でございします。

○和田静夫君 これは大臣——いや、数字は間違つてない、私は克明に計算したんだから。数字のことはあとであれたいしますが……。

○国務大臣(江崎真澄君) いま財政局長が御答弁いたしましたように、まあ妥当でなからうかというふうに私も考へております。

○和田静夫君 いや、それは自治大臣、私は江崎自治大臣なるがゆゑに、その辺のところはやっぱり少し考へてみる必要があると思つてます。これはやっぱり自治省関係者といふんですか、そういう意味でのプロの皆さんなら、私は財政局長答弁で終わると思う。しかし、失礼な話だけれども、そういう立場にない大臣のときに、いま私が提言をした問題について、基本的に一ぺん考へてみていただくということが必要だと思つてから実は提案をしたんです。再考をされる用意がございしませんか。

○国務大臣(江崎真澄君) せっかくの御提案ですから、よく検討いたします。

○和田静夫君 この場限りの答弁でないようにひとつ……。

○国務大臣(江崎真澄君) いやどうも。

○和田静夫君 地方交付税法の第十八条の交付税の額に関する審査の申し立て制度、これはどの程度活用されていますか。それから同時に、年間件数がわかれば示してください。

○政府委員(鎌田要人君) 交付税法十八条の規定に基づきます審査の申し出、これはこれまで一件もございせん。

○和田静夫君 ないから活用の余地がないと、このなるわけですか。

○政府委員(鎌田要人君) 私も、交付税の基準財政需要額の算定あるいは財政収入の算定ということにつきましては、できるだけ客観的な基礎数値に基づき、できるだけ地方団体が計画的な行政というものを行なえるように財源を保護すると、こういう地方交付税法本来の趣旨に基づきました運用に心がけておるわけでございまして、ただ、やはり何と申しましても三千の地方団体にわたる問題でございしますので、私どものいわば過誤、独断と申しますか、ひとりよがりになることのないように、絶えず、県、あるいは市町村の場合でございしますと地方課を通じて、それぞれの地方団体からの改善意見というものを絶えず求めており、また交付税の算定が終わりましてあとにおきましては、いわばアフターケアの意味におきまして、手分けをいたしまして、それぞれの地方団体に出向しまして批判を仰ぐ、こういう形で、県なり市町村なりの改善意見というものは十二分に耳を傾け、取り入れるべきものは、毎年毎年の算定にあたりましてこれを取り入れて是正をしておる、こういうことでございしますので、あえて審査請求という形をとられなくても、いわば事後的に、あるいは事後の片づけられておる、こういうふうな理解をいたしておるところでございします。

○和田静夫君 その努力というのか、そういうことでしようと思つてますが、逆の意味じゃ、私は、何かこの制度が活用されないように、活用されないように運用しているのではないだろうか。たとえば十八条には「当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは」云々となつていますね。そうすると、当然補正係数についても不服を言うことができるはずでしょう。ところが、そういう不服を言うことができないはずだが、この補正係数についての省令と交付額がほと

が三分の一を三分の一に上げました。これが十七億でございます。それから校地取得に要します補助、これが九十九億でございます。それから既築校地地方債の利子補給が八億、それから、そのほかに地方債を五百六十億充てております。それから、人口急増地域におきます各種の施設整備といったしましめて、地方財政計画上、単独事業といたしま

して一千九百一億、これを計上いたしておると
ろでございませう。

○和田静夫君 小中学校の施設について、校舎を
新増築する場合の国庫負担率が、児童生徒急増市
町村に限って二分の一から三分の二に引き上げら
れた。そこで、児童生徒急増市町村とはどういう
ような市町村ですか。これの定義をちよつと。

○政府委員(鎌田要人君) これは文部省所管で
ございませう。文部省の補助要件でございませうが、
文部省の学校基本調査による小学校児童、中学校
生徒の前年度間の増加率が一〇%以上で、かつ増
加数が児童にあっては五百人、生徒にあっては二
百五十人以上の市町村、その要件に該当しますか、
または、ただいま申しました前年度の増加率が五
%以上でございまして、増加数が児童一千人、生
徒五百人以上の市町村ということにございませう。
なお、この要件に該当する市町村数は、四十七年
五月一日で、小学校が二百四十八、中学校にか
わる市町村が百三十二となつております。

○和田静夫君 そこで、四十八年度ですね。四十
八年度は幾つくらいになりますか。

○政府委員(鎌田要人君) ちよつと私の手元でこ
の数字がわかりませんが、若干増加するのではな
いかと思ひます。

○和田静夫君 じゃ、これはあとで数字を出して
ください。

そこで、この前年度間の増加率や増加数が基準
になつてゐるわけですね。大規模な団地などが建
つた場合、今年度一挙に児童生徒がふえる場合が
ありますね。この今年度予測される増加率なりあ
るいは増加数を配慮しないというか、顧慮し
ないというの、実際にそぐわないのじゃないで
すか。

○政府委員(鎌田要人君) ちよつと私、文部省の
資料を持つてまいればよかつたのでありますが、
たしか私の記憶でございませう。戸数が一千戸
以上でございませうか、集団住宅の場合におきま
しては、三年前向き先行整備ということを文部省
のほうで認めておりまして、それについてはこの

いまのかき上げの補助率というものを適用する
ということにいたしておるよう記憶いたしてあり
ます。

○理事(寺本広作君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○理事(寺本広作君) 速記を起こして。

○和田静夫君 最近の住宅開発というのは、大都
市近郊の用地難から、次第に都市圏の外周にまで
移行しつつあります。この結果、どういふことに
なつてゐるかといふと、私の調査では、昭和
四十五年の国勢調査人口がおおむね四万人以下で
その後四十七年三月までの一年六カ月間に一五%
以上、つまり年率一〇%以上の非常に高い人口増
加率を見た市町村は、ざつと調べた限りで二十二
団体あります。この中には、四十五年十月に四千
五百人であつた村が、一年半後には八二%もふえ
てゐる、八千二百人になつたという奈良県の例も
あるし、それからまた、多摩ニュータウンの建設
が進められる東京都の多摩市では、一年半で六五
%増加してゐます。この二市町のほかに、一年半
の間に三〇%以上ふえたという市町村が、埼玉、
大阪、京都、神奈川に四団体あります。こうい
う状態なんですね。さらに住宅公園による大規模
開発の計画を見ますと、すでに計画の確定し
てゐる分で、人口おおむね五万人以下の小さい市
町村に立地する団地が、調査の限りでも十三ある
わけですね。人口わずか一万人から五万人までの小
さな市町村に、六十ヘクタールから大は三百三十
ヘクタールという大団地がこういふふうにして開
かれようとしてゐるわけですね。つまり、現に宅
地開発が行なわれて、そして今後まあ行なわれよ
うとしてゐる市町村といふのは、ほとんど小規模
で、財政力が弱い。かつ、それはほとんど人口の
増加のなかつた市町村、しかも、宅地開発の規模
といふのは大きくて、これによつて一挙に人口の
急増を見ることになるわけですね。こういう傾向
はこれは大臣お認めになりますかね。こういう傾向
はあると思ひます。

○和田静夫君 そうすると、こうした小規模市町
村で、今後一挙に人口増が起ころうとしてゐる市
町村について、特殊に何か手を打つべきじゃない
かと思ふんです。これは大臣いかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) まあそういう一環とし
て、今度の児童生徒の急増地域に対する助成率の
増額というふうなことをしたわけでありませうが、
今後の問題として、当然やはり何らかの措置を講
じていかなければならぬといふふうに思ひます。

○和田静夫君 何らかの措置を講じなければなら
ね。

そこで、地方交付税算定における人口急増補正
1の問題ですが、自治省は、昭和四十七年度に、
人口急増率を他の補正係数に連乗する、そういう
連乗方式といひますが、その連乗方式という従来
の方式から、単に加算するといふ加算方式にやり
方を変えましたね。この改定の趣旨といふのはど
ういふことですか。

○政府委員(鎌田要人君) 詳細は専門の担当官か
ら答えたほうが的確かと思ひますが、人口増加率
が非常に大幅になる、たとえば、ただいま御指摘
になりましたような大幅な数値になりますと、小
規模団地の場合でございませうと、段階補正
係数と連乗いたしますと、実際よりもより多く出
過ぎる、こういうことがございまして、実際に
に近い加算方式に改めた、そういうことでござ
います。

○和田静夫君 衆議院の山田委員と財政局長の議
事録ずつと読ましてもらひましたが、同じ答弁な
んですが、過大算定になり過ぎるのやうに交え
たんだと。ところが、過大算定になり過ぎるのやう
に合はせたと云われまますが、その結果どうなつ
てゐるかといふことを実は計算してみたいです。
そうすると、四十五年十月の国調人口四千三百人
で、その後一年六カ月の間に九〇%の人口増加を
見たある町の場合、関係費目の基準財政需要額の
合計は、従来の連乗算定方式では一億三千三百万
円であるべきところ、四十七年度の加算算定方式
の変更によつてこれが一億円となつていますが、

実に三千三百万円減少したわけですね。また、国調
人口二万三千人で、その後一年半に三九%伸びた
ある町では、三千四百万円減少してゐますね。こ
の傾向は、人口十万人までの小さな団体に、程度
の差はありますが、共通をしております。十万人
都市でほとんど変化なし、十万人以上は従来より
有利になつてゐます。有利になつたところは人口
急増対策の強化としてそれでよいのですが、私が
さきに述べました大臣がお認めになつた、小規模
市町村に一挙に人口がふえるといふ今後の傾向性
に照らしたとき、いま私が申しましたように、十
万人以下におけるこういう減少といふのは、これ
は時代逆行性なんですね。よつて、財政局長答弁
とは、具体的に計算してみると合はなくなつてく
るんです。

○政府委員(鎌田要人君) 委員長、ちよつと技術
的な問題でございませう。担当者から答弁をさ
していただいていいでしょうか。

○説明員(土田榮作君) 非常に技術的な問題で
ございませう。私から御説明させていただきます。
たしか、先生の御指摘のところは、京都の八幡
町といふ町と、それから田辺町といふ町と、この
二つの場合ではないかと存じますが、この二つの
町につきましても、実は非常に小規模の団地が人
口が非常に急激にふえるといふ状態が起つてま
した。で、この場合に、非常に技術的になりまし
て恐縮でございませうが、その人口急増補正とい
うものは一つの近似値の求め方でございまして、
(1+X)Pといふのと、(1+X)Xといふもの、
これが人口増加率が非常に少ない状態、こうい
う状態におきましては近似するわけにございませ
う。その近似値のとり方として、Xの数字が非常に大
きくなつてまいりますと誤差が大きくなる。この
点は御指摘のように、連乗方式でいきますと、急
激な人口増加の団体につきましては誤差が大きく
できますので、そのギャップを埋めるために、連
乗から加算に改めるといふ修正をいたしたわけ
でございませう。それで、それに伴ひまして需要の激
減が起こるといふ問題もございませうので、人口

急増地域につきましては、いままで一年間というものの人口増加を見ておりましたものを、一年半に延ばすというところによりまして、そのギャップを埋めるといふ修正をいたしております。それで両町とも、たしか八幡町につきましては普通交付税が大体六〇％ぐらい伸びると。それから田辺町につきましては、普通交付税はたしか二七％ぐらいだったと思いますが、そのぐらい伸びるというところでございまして、全国平均の伸びよりはるかに大きな伸びというものを確保いたしております。先生御指摘のように、確かに、連乗から加算に改めたということによって、それは若干の損失はできておられますけれども、その加算が一年半になつたということによりましてプラスもございまして、そのところも考えれば、さしたる両町に対する損失は起こらないというふうに考えております。

○和田静夫君 一応そう言われるけれども、これもうやめた人ですから——そして自治省のある担当課長などというのはいまあがつたところの二十年間も町長やっている人をつかまえて、十数年間わしは財政畑にいたんだから、あなたの論法間違っていると言つてたいへんしかたというような状態があつて、これは、このことだけでも問題だと思つていたんですが、まあ異動されたから深追いはやめますが、たいへん不遜な態度で、結果的に計算してみたらわれわれの計算のほうが合つていた。いま言つたような形になつていふんです。なるほど、いま言われたように、小さな団体の場合に、従来の計算方式では、年度当初の人口でストレートに計算した額よりも若干高い額が算出されるようになっていた。しかし、ここにたとえば「住宅団地と財政」という、日本都市センターが出したあれがありますが、何といふんですか「住宅団地関連公共施設整備に関する研究報告書」があるわけです。これは日本都市センターに設置された研究会が、住宅団地と財政の問題に取り組んで、それで、その中で特に大団地の対策として必要な施策を四十六年二月にまとめたものなんです。

すがね。この中にはこういうふうにかかれていふんです。「大規模住宅団地については大量の人口増加が計画的に見込まれるので、人口増加により必要となる一般行政費について当該年度の地方交付税により措置すること」こう書かれてあります。つまり、年度の中途にも人口増加はある。これはお認めになつたこととおり。それを算入すべきであるというところでございまして、その分を見て、年度当初の人口よりも割り高に算入するのは当然じゃないでしょうか。この研究会には、委員として、関係各省の局長、課長が出ていらつしやるし、大蔵省の主計局長も出ている。しかも、自治省の財政局長や交付税課長もお入りになつておられるわけでしょう。そうすると、なぜ、この研究会でお認めになつたことを、現実の処理の中では、こういう形の、逆のことを行なうのか。それとも、大規模住宅団地建設に伴う人口の急増により必要な一般行政経費については、当該年度の交付税で措置することに付いて、別の方法を考へてお示し願ひたい。別の方法をお考えならば、ここでお示し願ひたい。

○政府委員(鎌田要人君) 非常に技術的に精緻なお尋ねでございますので、満足な答えが私からできるかどうか、もう少し勉強しなければお答えできないかと思ひますが、ただ言えますことは、ただいま説明員からも申し上げましたように、人口急増補正につきまして、いままで一年分の増加人口というものをとつておつたものを一年半に延ばしたというのは、やはり私は、いま先生お読み上げになりましたような趣旨を尊重してとつておる措置だと思ひます。それから、加算方式、連乗方式の問題でございすが、これにつきましては、私、いまの八幡町なり、その他の町村の実情をもう少し詳しく調べてみて結論を出したいと思ひますけれども、現実、基準財政需要の計算でどちらがよく近似値を得るかというところになりまして、いま説明員から申しましたような方法で加算方式に改めたという経緯がございまして、それがもし実情にさらに合つてないということとございすれば、引き

続いて検討を加えることにやぶさかではございません。

○和田静夫君 これは、大臣、実際問題として、私が指摘したような現象が起こつておるところでは、やっぱり市町村の側から見れば、既得的に期待しておつたものが非常に裏切られておるわけですから、この辺をやつたり復元するといふ措置を何かの形でやられることがいいと思ひますが、これは、大臣、やはり政治的な判断でそこを答弁を願つておいて、あと処理をしてもいいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) ええ、そうですね、これはひとつ十分検討いたしまして、適切な措置を講ずることにいたしたいと思ひます。

○和田静夫君 それでは、交付税のこの基礎数値といふのは、国調人口、これを急増率によつて補正するわけですが、この急増率を求める期間を、従来はこの国調時点より半年前にさかのぼつて求めることによつて、そうしてたくましくして年度中の増加人口が算入される、こういう結果になつていたわけですが、これが四十七年度では、国調時点と同一時点を中心にして急増率を求めるということに変更された。これに伴つて、従来見られていた年度中の増加人口にかかると、アルファ分は全く削られてしまつた。関係団体は、この連乗方式が加算方式に改められたこととあわせて、二重の被害をこうむつておられるという結果になつておるわけですが、この点については、去る五月八日、先ほども言つた衆議院地方行政委員会、わが党の山田委員が鎌田財政局長とやりとりをされておるのですが、いま答弁があつたからあれで結構ですが、まあおしつこいようですが、鎌田財政局長が、従来一年間の急増率を採用していたが、これを一年半の急増率を見ることによつて、算定方法改正による急増率を緩和したと、まあ大体同一のことを言われているわけですが、ところが、私はこれは事実には反すると思うのです。実際は従来二年間の急増率で見られていたものが、一年半の急増率に半年分割り落としされた。急増緩和どころか、逆に

急増を拡大している。この点なんです。これは私の認識が違ふのかどうか、私はそう思うのです。で、私の認識どおりであれば、答弁の訂正をここでしておいてもらなければならぬのですが……

○政府委員(鎌田要人君) 従来の人口増加は一年分で見えておりました。それを一年半に延ばしたといふことでございまして、二年を一年半に削つたといふことではございません。

○和田静夫君 いえ、どうも、二年間の急増率で見えていませんでした、それ。

○説明員(土田栄作君) 先生お考えになつておられますのは、住民基本台帳人口の伸びの御指摘であると思ひますが、これは、前は九月三十日に対する九月三十日の伸びといふことでございまして、その累積をしていきますと、四十一年、四十二年、四十三年と、一年目は一年分、二年目は二年分、三年目は三年分というふうに区分けするわけでございますが、今度の改正では、三月三十一日に対します三月三十一日、失礼しました。九月三十日に対します三月三十一日、要するに、四月十五日の十月一日というのが国調時点でございますので、四十五年の九月三十日に対します四十七年の三月三十一日なり、四十八年の三月三十一日というものをとりますので、一年目は一年半、二年目は二年半、三年目は三年半といふふうに見えておるわけでございます。これまでは——ちよつと言ひ間違ひましたが、三月三十一日に対します三月三十一日でございますので、九月三十日から三月三十一日までの半年分が切れておるということとでございます。その半年分を繰り足した、こういうことでございまして。

○和田静夫君 極端な超過算入分を是正することはある程度やむを得ないが、私がどうしても納得できなかったのは、四十七年度からの改正によつて、年度当初の人口を測定単位として算出した額よりも減額される団体があつたといふことです。で、私が持つておる具体例によりますと、さきに述べました国調人口四千三百人で、その後一年半に九〇％の人口増加を見た町の場合に、四十七年

度当初人口を測定単位として計算した需要額というのは一億八百万円です。で、実際に計算された額というのは一億三千万円。四十七年度の改正での減額が八百三十万円です。また、同じ町でなくて、違った町の例ですが、いわゆる国調人口が二万三千人で、そして急増率三九%の町、これは四十七年度の当初人口を測定単位として計算した需要額が三億六千万円、実際に計算された額は三億三千九百万円で、これは実に二千百万円も低くなっているのです。で、この団体の場合は、四十八年度では、二年半の間で六五%の急増率となっています。試算してみますと、在来の連乗方式に比べて六千四百万円、四十八年度の当初人口を測定単位としてストレートに計算した額と比べても、三千九百万円沈み込むことになる。

これは人口急増補正とは言えずに、たいへん不合理だと思ふ。この不合理も是正をされますか。

○説明員(土田栄作君) 先生御指摘のように、人口増加率が大きくなりましたときには、近似値の算式による誤差が非常に大きく出てまいりまわでございます。それで、一番単純なやり方は、人口を住民基本台帳に置きかえてそのまま計算するというやり方が一番ストレートであろうかと思ひますが、そのストレートなやり方に比べて、加算でやりました分と連乗でやりました分と、そのギャップというものを一応私どものほうで調べてまいりますと、先生御指摘のような六〇%とか、倍とかいうふうに入っていますと、連乗の場合に非常に過大算入が目立っています。加算の場合でございまして、単純に置きかえたときに比べましてあまりギャップがでかいたということ、加算方式に改めたわけでございます。

それで、連乗でずっとやってまいりますと——実は連乗方式といひますのは、昭和三十年代のあまり人口変動が激しくなかった時代というものは連乗方式でも、加算方式でも、あまりギャップがなかったわけでございますが、四十年代に入りましてこんな大きな人口変動があるということをご想像しないでできた制度でございます。それで、実

は四十五年の国調人口を置きかえますときに、連乗でやりましたために、人口置きかえでかえって需要減になるという団体が出てまいりまして、やはりそこところは若干制度的な欠陥があるのではないかということを考えて、修正させていただいたわけでございます。

○和田静夫君 人口急増対策というのは本来交付税の役割じゃないと思ひますが、私は、大臣、これ先ほど御答弁がありましたから、なお具体的な問題についてはその答弁に基づいて処理をするとして、経常経費に対する別の財源措置というものをやっぱり考えたらいんじゃないですかね。

○国務大臣(江崎真澄君) よく個々の実情に即してこれは検討いたします。

○政府委員(鎌田要人君) 若干補足させていただきますと、経常経費についての別途の財源措置ということになりますと、それではそこに税源を付与するということになりますと、これはもう先ほど御指摘になりましたように、税をとれるものとまだない、そういう状態でございますし、あるいは国から別途の補助、交付金、こういう制度をつくるということをやれば、それはまさに交付税の役割りではないか。したがって、経常経費の分につきましては、これは私も、やはり交付税の基準財政需要の算定におきまして、人口急増の補正をできるだけ実情に即するように取り込んでまいり、これが常道だろうと思ひわけでございます。したがって、そういう方向でさらに引き続いて検討したいというふうに思ひます。

それから、いまの具体的にお取り上げになりました団体の場合、これがやはり、いま事務方から御答弁申し上げましたように、あまり過大算定になつたという形になりますれば、やはりその点は、その方式自身について反省をしなければならいのだらうという感じがいたしております。

○和田静夫君 次に、人口急増補正のⅡの問題ですが、つまり、投資的経費の算入の問題でもありますが、従来は、国調の翌年度は国調間の増加率

その他の年度は国調以後の増加率によつています。それを年率に置き直して投資的経費が算入されてきました。四十七年度には、国調以後一年六ヵ月経過しているにもかかわらず、四十年国調と四十五年国調間の人口増加率によつて計算され、算入された。したがって、国調間の五年間に伸びなかつた団体というのは、四十五年十月以後に幾ら人口が伸びていても、別の要素で計算される小中学校はいずれすけれども、それ以外の、庁舎であると、消防施設であるとかは全く見てもえなかつたという結果になっております。それで、国調間の伸びが五年間でわずか七・九%、四十五年十月以降の一年半の伸びが六・一%。また、国調間の伸びが五%で、その後の伸びが八・二%という極端な例もある。そのほかにも、四十五年国調以後に急増段階に入つたという例が小さい市町村に数多くあるわけです。このような最近の人口増加の実態を無視して、なぜこのような措置をとられたのか、非常に疑問なんです。これは自治体が好んでやつてゐるのではなくて、国全体がいわゆる住宅政策や何かでやつてゐることですから。

○説明員(土田栄作君) 御説明申し上げます。人口増加というのは、先生御承知のように、中心から始まりまして、またドーナツになつてだんだん外に伸びていくという傾向がございます。その場合に、実は、昭和四十年から四十五年までは人口がふえたのですが、先生御指摘と逆に、四十五年以降は人口の伸びがとまってしまつたという団体がございますので、こういうふうな団体につきましては、実はストレートに住民基本台帳人口の伸びというものを置きかえてしまひますと、いままで人口急増補正Ⅱで見てもらつていた財政需要というものが全く見られなくなる。ところが、これらの団体につきましても、やはり学校建設とか、公共施設整備の後遺症がございますので、これらのものに対する財政措置というものをある程度長期的にやつていかなければいけないという考え方から、四十年から四十五年間の増加人口というものを指標として人口急増補正Ⅱで見るとい

考え方で四十七年度はまいつたわけでございます。ところが、先生御指摘のように、確かに、四十五年以降の人口急増の見方が足りないというふうな市町村からの御批判もございまして、昭和四十八年度からは、国調人口の四十年から四十五年の伸びの指標のほかに、四十五年から四十八年までの住民基本台帳の増加率というものをとりまして、このミックス方式というものをによりまして、人口急増補正Ⅱというものの的確な算定をはかつてまいりたいということで、現在のところ内部的に検討している状態でございます。

○和田静夫君 施設整備は先行すべきだし、そして先行して財源付与が必要なのに、最近の数値によらずに古い数値によつたのは、どうしてもこれはいまの答弁ですが、納得ができませんね。で、人口急増による投資を、短期間の急増率を根拠として算入するのが不都合というなら、その年度前五年間の急増率を常に用いるという方法もあるのではないだろうかという感じがするのです。この点についてあまりひまのない私たちが言つていることが、専門的にやつてゐるあなたの方のそれを否定する論議に一体なるのかならないのか、たいへん自信がないが、とにかく私はしろうとなりにそう思ひますよ。こういう点について、四十八年度では、国調人口の増加率のほかに、最近の住民基本台帳人口の増加率をあわせ用いるという方向づけだと、こういうのです。すると、最近の急増率のウェイトをどう見るのか、これ、具体的に答弁してください。

○説明員(土田栄作君) 乗率といひましては、四十年から四十五年までの国勢調査人口にかけます率が〇・八、それから、いま先生からお話がありました住民基本台帳人口にかけます率が〇・四ということでございます。それで、これは時系列を追ひまして昭和五十年の国勢調査人口に置きかわりますときまでに順次置きかえていくということによつて、長期的かつ安定的な財政措置はかつたらどうかというふうに考えております。

○和田静夫君 住宅公団の四十七年度の住宅建設

状況を見ますと、これは大臣にぜひ御答弁願いたいのですが、計画戸数八万八千戸のうち、建設できたのはわずかに三万二千戸です。その理由として、団地建設に対する地方公共団体の反発があげられていたわけです。こういうような財政措置では、これは当然の帰結ではないかというふうに思ふんです。これでは、関係自治体は宅地開発を許し、それから住宅建設を認めて、そしてこの増加人口を受け入れようとするば、行政水準を下げなきゃなりません。住民にしわ寄せをせざるを得ないということになるわけです。政府は住宅問題の解決を至上の命題としていって、言っているわけですが、実際の措置は、改善どころか、こういう形で逆行するということになりませんか。ここで、自治大臣、これは具体的な改善を大臣からぜひ約束をしてもらいたいと思ふんです。

○国務大臣（江崎真澄君） 所定の住宅が建設されないということは、これは非常に重要な、深刻な問題というふうに私も受けとめております。それなるといふに、各省庁話し合いをしまして、そういう地域に対するいろいろな政策を充実して今日に至っておりますが、まだこれは足りない。足りないことが受け入れ側で拒否されるという結果になるわけでごさいます。十分この問題等は具体的に検討しまして、そういうことが解消されるように努力いたしてまいりたいと考えます。

○和田静夫君 次は、地方債の問題でお聞きをいたしますが、地方債を積極的に活用していくと、当然公債比率が上昇することが予想されます。現在の地方債の資金の中で、利率、償還年限、ともに地方団体に比べて最も有利なのは政府資金です。これをできるだけ多く地方団体が使えるような方策というものを講ずることが必要だと思ふのですが、現実には、地方債計画の中に占める政府資金の比率は毎年低下しています。また財政投融資資金計画における政府資金の中に占める地方債のシェアが少ないことは、非常に問題だと思ふのです。たとえば、昭和四十八年度地方債計画における政府資金比率は五五・九％で、かつて三十三年度の七

〇六％、あるいは三十五年度の七七・三％、あるいは四十年年度の六三・四％と比較すると、かなり下回っております。また、本年度の財政投融資資金計画に計上された政府資金の総額に対する地方債の割合も一九・八％、これと同じく三十三年度の四一・八、それから三十五年度の二五・四、四十年年度の二六・二と比較して非常に下回っているのです。自治省はこの点についてどういう判断をお持ちなんですか。

○政府委員（藤田要人君） 基本的には、御指摘のとおり認識を私も持っております。御指摘の通り、ただ、まあ御案内のとおり、かつては資金運用部資金というものはほとんど地方債の大部分の原資に充てられるという時代があったわけですが、いまそれが、その後、道路公団でございまして、住宅公団でございまして、あるいは開発銀行でございまして、あるいは国有鉄道、こういった面の財投の伸びというものが大きくなってきておる、そういうことでございまして、全体的に地方資金のシェアというものは減少してまいっております。その中で、私ども毎年できるだけこの政府資金のワクというものを広げてまいりたいというところで、引き続き努力をいたしたいと思っております。

それともう一つは、やはりそれは申しまして、ある程度地方団体の資金需要というものは増加の一途でございまして、地方団体の中でも市場公債が発行できる団体、これも他方においてふやしてまいっておりますし、民間資金というものの導入、活用ということも、やはりこの面はどうかともふやさざるを得ないだろう、そこらのかね合ひだということでごさいます。少なくともかつての六割台は回復をできるように持てまいりたい、こういう気持ちを持っておる次第でございまして、

○和田静夫君 これは本来、大蔵省に質問すべきだったのではないかと。

大蔵省に、それじゃこの問題で最後に聞いておきますが、政府資金の地方債への振り向け分が年々低下している。政府資金の投入の重点が、

財政計画中の他の事業分野に移行しているということにはかならないかと思うのだが、私の調べたところでは、財投の政府資金は、相変わらず経済発展のための基幹産業、輸出政策に重点的に投入されております。たとえば道路公団であるとか、あるいは鉄道建設公団、あるいは輸出入銀行、あるいは日本開発銀行等に対する投資の年度ごとの推移を見るとこのことは明らかですが、一体、政府資金が国民大衆の零細な郵便貯金やあるいは簡保資金あるいは厚生年金や、国民年金の積み立て金の集積である以上、こういった産業優先に主として向けられて、地方債向けが少なくなるというところが許されていいのかわかるかというの、これは非常に大きな問題だと思ふのです。本来なら、きょうは大蔵大臣に、この辺、はっきりした答弁をもらいたかったところなんです。昭和四十八年度の予算編成方針の冒頭には、あなた方が書きになったのでしたが、四十八年度の財政運営にあたって、社会資本の整備、社会保障の充実等、国民福祉の向上のため、各般の施策を積極的に推進する、こうお書きになつて、大臣述べられておる。また地方財政計画においても、国と同一の基調のもとに、福祉優先を中心とする財政政策を進めていくことを標榜している。そうであれば、まず政府資金の流れを変えることが必要でしょう。国民大衆の零細な資金である政府資金を、地方団体の事業を通じて住民福祉向上のため還元することである。それができないようでは福祉優先の方向にたがらない、どんなに総理が言つても、大蔵大臣がそのことを言つても、これを一体大蔵省はどうお考えになつています。

○説明員（福島重一君） 地方債に對します政府資金の問題でございまして、確かに戦後二十年代から三十年代にかけては、たゞいま財政局長のほうから御答弁がございまして、資金運用部の資金の主たる使途が地方債中心に行なわれておつたというふうなこともございまして、非常に地方債に對します政府資金の比率が高くなつたという時代がございまして、その後、高度経済成長の時代

に入りまして、各般の政府関係機関あるいは公団、事業団等が設けられまして、国民経済あるいは国民生活各般の需要をまかなうという体制ができ上がつてきたわけでごさいます。その過程におきまして、限られた政府資金をどう配分するかということで、一部、御指摘のような産業優先的な資金配分が行なわれたことも事実でございまして、ごく最近に至りましては、たゞいま御指摘ございまして、四十八年度の財政運営の基本方針として、国民福祉重点に移行するという方針が明らかにされたわけでごさいます。その線に沿つて、私も鋭意、財投の編成にあたりましてはその趣旨に沿つた編成を行なつたところでございまして、具体的な例で申し上げますと、たとえば、いま先生御指摘の産業重点的な面に非常に資金が流れておるといふことでございまして、よく引き合いに出されます開発銀行を例にとつて申し上げますと、財投計画全体の伸び率が二八・三％という水準にございまして、開発銀行に對しましては、対前年度伸び率はわずかに六％にとどまっております。それからたとえば輸出入銀行につきましても一三・八。ちなみに前年の数字を申し上げますと、四十七年度におきましては開発銀行は二七・三％の伸び率。全体が三一・六でございまして、そのうち二七・三％の伸び、輸出入銀行もほぼ同じ水準の二七・四％伸び、こういうことであつたわけでごさいます。たとえば先ほど申し上げましたように、輸出入銀行あるいは開発銀行等について大幅に伸び率を落とすとしておる。

一方、地方債につきましては一兆二千六百億、全体で三一・三％の伸びを計上しているわけですが、そのほかに、たゞいま御指摘のような、たとえば日本国有鉄道に對しましてはこれは三一・二％、御案内のように御審議願います国鉄再建との関連もございまして、国鉄収支の改善をはかるというふうな趣旨で、国鉄にはたとえば三一・二％、それから、非常に問題になつております住宅問題の解決のために、住宅公庫、公団は三一・二％、それから、もう一つ御指摘ございまして道路公団

でございますが、これは三五・二％ということになっております。これは一つには、本年度から本州四国連絡橋公団が事業着手するというような問題もございますし、道路整備五カ年計画が十九兆五千億にとどまったというような事情もございまして、この金額が三五・二％と、比較的高い数字になっております。

それからこれは老練心までに申し上げるんでございますが、高速道路即産業道路というお話がよくあるんでございますけれども、たとえば東名とか、その辺の通過車両等を調べてみましても、三分の二程度はいわゆる普通乗用車でございまして残りの三分の一ぐらいのもちろんトラックもあるわけですが、その中でも、たとえば非常に小型のものとか、あるいは生鮮食料品を運ぶものもあるというところでございまして、高速道路イコール産業道路ということとは必ずしも当たらない。一方で地域開発その他の問題もございまして、それから最近いろいろ言われております国民余暇利用の問題もございまして、ということなんです、高速道路もいわゆるある意味の生活福祉と申しますか、そういう点にもかなりの貢献をしておるというふうにも考えられるわけでございまして、そういった各

般の需要をまかないつつ計画を編成しているわけでございまして、いづれにいたしましても、地方行政というものが、地域住民の福祉なりあるいは生活向上に非常に密着した行政分野であるということとはわれわれも十分承知しておるつもりでございまして、四十八年度におきましても、先ほども申し上げましたような配分を行なつたわけでございまして、今後とも、必要に応じてできるだけわれわれとしても協力してまいりたい。にわかには地方債計画全体の中の政府資金比率を急上昇させるということとは、これはなかなかむずかしい問題でございまして、全体として、地方債に對します政府資金の割り当てと申しますか、配分と申しますか、そういったものについてはできるだけ多くしてまいれる所存でございまして、

○和田静夫君 たいへん長い答弁だったが、その

最後のところですね、いわゆる自治という問題、地方公共団体にもつと目を向けたという施策というものを、大蔵省の側がもつとしっかりやつてもらいたい。

次に移りますが、時間があれですけれども、金融機関からの借り入れ資金について、市場公債と縁故借入れとがありましても、いま市場公債を發行している団体は何団体ですか。

○政府委員(鎌田要人君) 従来は東京都ほか八団体でございまして、四十八年度から北海道札幌市ほか十団体を加えまして、十八団体でござい

ます。

○和田静夫君 これはなぜやほり少ないのですか。

○政府委員(鎌田要人君) まあ市場公債の發行団体ということになりますと、ある程度のも

とまりのある資金需要というものが必要であらう、こういうことがございまして、それと一

つは、やはりいままででございまして、縁故資金、地元、いわゆる昔の金庫、銀行との間の縁故資金、こういうものを活用するというところが多うございまして、市場公債發行団体として手を上げるといふ団体が少なかった、こういうことでござい

ます。

○和田静夫君 私はもつと公債發行団体をふやすべきだと実は考えているのですが、その改善の余地はございせんか。

○政府委員(鎌田要人君) 私どもも、基本的には将来の膨大な資金需要ということを考えますとい

うと、資金供給のパイプというのはできるだけ多いほうがいいという気持ちでござい

ます。ただ、ことし、市場公債の發行団体をふやすということにいたしたわけではござい

ませんが、名乗りをあげたところはたいへん申しました十団体というところでございまして、この十団体の運用の状況を見ながら、また逐次拡大をはかつてまいりたい、こういうふう

に考えている次第でござい

○和田静夫君 縁故地方債についても流動性を高める努力をすべきだと考えますが、いかがですか。

○政府委員(鎌田要人君) 非常にその点は重要な問題だと思ひます。ただ、現在までの資金の調達状況を見ますと、やはり債券を發行しな

はり建設事業の財源、これにつきまして地方債を充ててまい

る、こういうことでございまして、その分の元利償還を国が持つということは、結局、全部国が、地方団体が執行する公共事業について財源を持つということにはならないわけ

でございます。その点はやはりいかなるものであろうか、やはり地方団体の負担というものは当然そこにあつてしかるべきではないだろうかというふう

に考えておる次第でございまして、ただ、その地方債の發行が多額にのびりまして、後年度の元利の償還に困難を来す、こういう事態になりまし

た場合におきまして、その時点において、全般的な地方財政対策の一環として処置をすべきではなからうかというふう

して、考え方に従いまして、四十八年、四十九年度の両年度で解消の措置を、特に超過負担の大きい六つの施設を対象にして始まったわけでございます。で、今年度におきますこの超過負担の解消に合わせまして、いわゆる物価騰貴に伴いまする単価の改定というものを行なっております。国費ベースで申しまして超過負担の解消が二百八十三億、それから物価上昇分に見合いますものが百六十七億でございます。ただこれは、たゞいま御指摘になりましたように、昨年の下期以降からの急激な物価上昇というものは、ここにはその一部分しか反映されておらないところでございまして、たゞいま、公共事業の資材あるいは労務費の値上がりというものにつきましては、私どものほうから、建設あるいは文部その他公共事業関係各省に對しまして、是正の措置をとるよう強く要請をいたしております。で、建設

省の公共事業分につきましては、この実勢単価に改める、こういうことで具体的な前進を見ておる次第でございますし、また地方団体で一番いまやかましく言っておられますところの公営住宅あるいは義務教育諸学校、これにつきましても、大蔵と、それぞれ関係省との間で具体的に話が煮詰められつつあるように伺っております。で、その結論を得次第、私どももいたしまして、地方団体の事業の執行に支障のないようにあわせて促進をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○和田静夫君 今回の調査対象となかった事業や、あるいはこの事務経費、特に補助職員費あるいは一般行政経費についても、十分に調査して改善をはかるべきでしょう、これ、それはそういうことです。

○政府委員(藤田要人君) この超過負担の解消ということにつきましては、私どもは、やはりそれぞれの所管省自身が、自分のところの仕事を地方団体にいわばやっていただいております、こういうことでございますから、それぞれの所管省自身が、むしろわれわれから言われるまでもなく、自発的に

に毎年毎年の予算要求の段階で是正をしていくべき責務があると思うわけでございます。で、そういった意味合いにおきまして、私どもまた、明年度の予算要求の時期になっておるわけでございしますが、関係各省に對しまして強く申し入れをいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○和田静夫君 財政局長がいま答弁したとおりだと思ふのです。大臣ね、これはもう少し関係各

大臣に注意を喚起するというのが必要なんです

がね、いかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) そのとおりでございます。もうすでに、閣議等において、兩三度のことを強く言うておるわけです。したがって、たとえば今度の資材の高騰分等につきましても、やはり、これは先のことであります。が、補正予算等で相当見るべきではないか、ただ、事業を縮減してそれでつじつまを合わせるとか、そういうことが縮減できないものについては、勢いまた地方に超過負担を背負わせるということにもなりますから、いま強い姿勢で、実は閣議等で各省に現実調査を求めているわけでありまして、その調査がまとまり次第、やはり的確な対策を立てなければならぬ、対応策を立てなければならぬというふうに考えております。

○和田静夫君 いま大臣から答弁があったように、資材の価格の上昇が非常にいま著しい。物価の上昇の激しい状況ですから、国庫負担金全般について、何か定期的にか、あるいは毎年実態調査を行なうというような形で、補助対象範囲なりあるいは補助算定基準なりあるいは補助単価というものの見直し、手直し、そういうものをやはり行なっていく、そうして実情に合致して適正化をはかる、そういう努力をぜひしていただきたいと思ふ。

最後に一つだけ。予算委員会で、厚生省の関係の分科会で、実は自治体立病院の運営費その他の問題で、いままでずっと一貫して、厚生大臣その他厚生省の担当官たちが、地方交付金の中で、あるいは特交の中で見てきていますからという答弁で、ずっと衆参両

院を通じて、社労、地行などで言いがれてきたわけですよ。しかし、そんなことにはなりませんよという論議をこしやりまして、そうして、たとえば具体的にはこれから一つ一つ厚生省と約束はとっていくつもりですが、当面、自治体立病院関係のいわゆる看護婦養成所運営費について補助をつけるというこの約束はとつたのです。これは財政局長もその論議のときにお聞き及びのとおりです。そこで私は、これは単に自治省、厚生省だけの答弁では、これは予算委員会における論議の答弁だけで終わってしまう。

〔理事寺本広作君退席、委員長着席〕
具体的に次年度に向かつて、大臣、これはどうしてもやはり国全体のものとして補助をつけさせる、こういうことが必要だと思っております。ここで大臣のその決意のほどを伺っておきたいと思ふ。

○国務大臣(江崎真澄君) この問題は私もきわめて重要に受け取っております。したがって、病院自体、経営が非常に健全にうまくいっている、これはごく少数であります。が、そういう病院もあるんです。それから、極端に悪い病院、これもございます。しかし、その原因は、診療費の問題ももちろんあります。医師の不足、いま御指摘の看護婦の不足、こういったこともございまして、だからこれはいま補助金をどうするかという具体的なことをお答えする前に、政府全体の政策として、この病院問題を、特に公共団体によるこの自治体病院の今後をどう一体していくものか、これはやはり私も、確たる政策を立てて来年度は臨まなければならぬというふうに考えております。何せ、まだ法案審議に明け暮れておりまして、そういうものは、事務的には検討いたしております。政治的には私も詰める段階に至っておりませんが、これはぜひひとつ努力をして、何らかの形で、自治体病院の今後というものは、なるほどこういうふうであればある程度明るい見通しが立ったというふうになるように施策を考えていきたいというふうに思っております。

○和田静夫君 当然、その抜本的な施策も必要であります。が、非常に火急的にこう求めなければならぬ幾つかの具体的な問題がありますから、これは新しい年度に向かつての予算要求の中で、予算委員会の論議を踏まえて、自治省の側からは具体的に要求をされます。

○国務大臣(江崎真澄君) これは厚生省も、いま私がお答えしたような方向で御答弁申し上げておることは御承知のとおりです。したがって、私ども厚生省を督促しまして、十分協調を保ちながら結論を得るようにはいたしたいと思ふ。

○和田静夫君 それは結論を得られるのももちろん強く求めたいのですが、それに基づいて具体的にその折衝に入られる……。

○国務大臣(江崎真澄君) そのとおりでございます。

○委員長(久次米健太郎君) 両案件に対する午前中の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和四十八年六月二十三日印刷

昭和四十八年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局